

消費生活相談のあれこれ

No.45

発行:東澳西部広域行政事務組合

## 廃品回収トラブル

家庭から出されるごみは「一般廃棄物」といって、各市町村で処分の仕方が決まって おり、市町村から「一般廃棄物処理業の許可」を受けた事業者しか行えません。粗大ごみ や不用品の処分は、お住まいの市区町村のルールに従って行いましょう。ごみに出せない 家電などは「家電リサイクル法」に従って処分します。わからなければ、市区町村に確認 しましょう。「無料で不用品回収するという業者に依頼をしたら、作業後に料金を請求さ れた」というトラブルの注意喚起を国民生活センターがしています。安易に廃品回収業者 に処分を依頼することは、トラブルとなる場合もあるので避けましょう。 ルールに従ってごみを処分することが、トラブルを回避し、不法投棄などの問題をも解

決する最善の方法です。



## ほんと一に こんな相談ありました



昨日、携帯電話会社のショップに出向き、携帯電話をスマー トフォンに代えた。家に帰って使ってみたが、自宅の電波状況 <mark>が悪く、ネットにうまくつながらない。こんなことなら元の携</mark> 帯電話に戻したい。

電気通信事業法が改正され、平成28年5月21日より新しいルールが適用されてい ます。一定期間内に利用できる「初期契約解除制度」や「確認措置」という契約解除 制度が導入されており、その制度が適用される可能性があります。期間の定めのある 制度なので(初期契約解除制度の場合8日間)、契約時に発行される書面で詳細を確認 し、解約を希望するならば申し出をしましょう。

## 6月の相談件数

新規・継続合計 (■=10件 ■=1件)

店舗購入 

■■■■■ 6件 訪問販売

0件 訪問購入

通信販売 ■■■■■■■ 43 件

連鎖販売 ■■■ 4件

■■■■■ 6件 電話勧誘

0件 送り付け商法

無店舗販売 0件

■ ■ ■ ■ ■ 14 件 不明

消費生活に関する相談と思われる案件が ありましたら、ぜひご案内ください。

相談料/無料 間/10:00~16:00

予 約/相談を受けたい第日 談/原則予約制

※原則、相談は住居地ですが、住居地以外の窓口を利用することもできます

月・木曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/22-1111

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課/ 68 - 9748 金曜日 土岐市役所 広報広聴係/ 54 - 1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業